

**改正**

令和3年3月23日条例第21号

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例

(目的)

**第1条** この条例は、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年立川市条例第24号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

**第2条** 審査会は、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について必要な事項を審査する。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 公の施設の性格により、専門の事項を審査するため必要があるときは、審査会に専門の委員2人以内及び市の職員である委員1人を加えることができる。

(委員)

**第4条** 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

(1) 市民 3人以内

(2) 学識経験を有する者 4人以内

2 専門の委員は当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市の職員である委員は当該公の施設を所管する部の職員のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

2 専門の委員及び市の職員である委員は、当該専門の事項について審査が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第8条** 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

**第9条** 委員は、自己が関与する法人その他の団体が条例第3条の規定による申請をしているときは、当該審査に加わることができない。

(委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

#### 附 則 (令和3年3月23日条例第21号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。